



ちょっと待って!!



その「いいね!」は誰かを傷つけるかも?!



SNSで他人の投稿に対して「いいね!」やリポスト、シェアなどを表すボタンのことを「ソーシャルボタン」といいます。たとえ文字でコメントをしなくても、ソーシャルボタンをタップするだけで、投稿内容に同調したり共有したりすることができる便利なボタンです。しかし、何気なくソーシャルボタンを押したことで誰かを傷つけてしまったり、罪に問われてしまったりすることもある。どんな行為に気を付けた方がいいのか、どんな行為が罪になる可能性があるのか、考えてみましょう!

誰かを **傷つける** 目的の
「いいね!」「シェア」

誹謗中傷の投稿に
対しての「いいね!」

不確かな情報を
「リポスト」「シェア」



消える消える消える
消える消える消える
消える消える消える



生きてる意味あんの?
〇〇さん。



俳優の〇〇、超嫌い!
世の中から消えてほし
い!キモイ!



アイドルの〇〇を追い込ん
だ犯人は●●。



さっきの地震で
〇〇動物園のライオンが
逃げたって!



特定の人に対してSNSを利用して誹謗中傷をしたりデマを投稿することは罪になりますが、他人が投稿した「悪意のある投稿」や「問題のある投稿」に対して気軽に押した「いいね」「リポスト」「シェア」などで同調することで、自分の意見として捉えられることがあります。場合によっては **名誉毀損罪** や **偽計業務妨害罪** (いずれも3年以下の懲役または50万円以下の罰金) などの罪で、慰謝料や損害賠償を求められることもあります。

気軽に押した「いいね」で、自分も加害者の一員となってしまった…などにならないよう、ボタンを押す前に、その投稿に「賛同していいか」「拡散していいか」を考えること、また、「悪意がないか」も考えてからアクションを起こすことが大切です。



ボタンひとつで相手を傷つけてしまったり、
根拠のない情報を拡散させてしまったりするのは避けよう!!
SNS上の行動であっても、ひとつひとつに責任をもって利用しよう!





トラブルが起きてしまったら？ ～あせらずに調べて適切に相談を！～



？ トラブルが起きてしまった！そんな時は…



どんなに注意をしても、トラブルが起こってしまうことはあります。でも、ネットのトラブルは様々なケースがあり、どうやって解決すればいいのかわからないことも多いと思います。トラブルが起きた時は、まずは落ち着いて保護者に相談し、その上で、適切な相談先を探しましょう。以下に、いくつか相談窓口を紹介します。参考にしてみてください。

誹謗中傷に関するもの

誹謗中傷と一言にいっても、色々なケースがあります。どこに相談したらいいのかわからないときは、チェックしてみましょう。



薬物に関するもの

- ◆厚生労働省 あやしいヤクヅ連絡ネット
☎ 03-5542-1865
- ◆薬物乱用防止相談窓口（宮崎県）
宮崎県薬務対策課
☎ 0985-26-7060
宮崎県精神保健福祉センター
☎ 0985-27-5663

インターネット違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対して、アドバイス関連の情報提供等をおこなう相談窓口です。様々な問題を取り扱っています。



インターネット人権相談窓口（法務省）

法務省の人権相談窓口です。相談フォームを送信すると、最寄りの法務局から回答がきます。



18歳までのこどもがつながるチャイルドライン

18歳までのこどものための相談先。お説教や命令、意見の押し付けはしません。どうしたらいいかを一緒に考えましょう。
☎ 0120-99-7777



24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）

いじめ問題やその他の子どものSOSに全般に悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できます。
☎ 0120-0-78310



宮崎県子どもSNS相談

宮崎県では、宮崎県子どもSNS相談窓口を開設しています。この窓口では、いじめや友人関係、学校生活に関することや家族に関することまで、あなたの悩みを相談することができます。ひとりで悩まずに、気軽に相談してください。

LINEは
こちら➡



毎週月曜日・木曜日 18:00 ～ 21:30
※12月1日から令和6年3月31日までは、相談時間が変わります。
17:30 ～ 21:00
※8月18日～9月17日の間は、毎日 18:00～21:30まで受け付けています。
気軽に相談にきてください。

Webは
こちら➡

